

福岡市工事検査要領

(平成13年3月財政局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、福岡市において契約した各種工事の検査を行うに当たって必要な技術的基準及び検査の要領を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、福岡市において契約した各種工事のすべてに適用する。

(検査基準)

第3条 検査基準は、別表に定めるところによるものとする。ただし、検査員が特に必要と認めた場合は、同表の基準に掲げる検査項目以外の事項を指定して検査することができるものとする。

- 2 土木工事の検査は、福岡市土木工事施工管理の手引きの各管理項目に基づき行うものとする。
- 3 土木工事出来形の許容値は、福岡市土木工事施工管理の手引きによるものとする。
- 4 この要領により基準が定められていないものについては、仕様書、日本工業規格、基準及び指針等に準拠するものとする。

(検査の方法)

第4条 検査員は、検査を実施するに当たっては、福岡市検査規程（昭和49年福岡市達乙第3号）（以下「規程」という。）に定める方法によるほか、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 観察による判定
- (2) 実測による判定
- (3) 照合による判定
- (4) 資料による判定
- (5) 機械等の機能上の確認

(工事写真)

第5条 規程第2条第1号及び同第3条第4号に規定する工事写真は、次の3種類を総称したものとする。

- ・着手前の写真
- ・工事中の写真
- ・完成の写真

- 2 工事写真の撮影方法及び整理については、土木工事は「福岡市土木工事施工管理の手引き（写真管理基準）」、建築及び電気・機械設備工事は「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」によるものとする。ただし、この要領によりがたい場合は別の方法により処理することができるものとする。

(検査のための準備)

第6条 検査を実施するに当たっては、次の各号に掲げるものを準備させるものとする。

- (1) 福岡市請負工事監督規程（昭和49年福岡市達乙第2号）第6条に規定する書類等
 - (2) 検査に必要な器具及び交通安全要員
 - (3) その他検査に際し必要と認めるもの
- 2 土木工事の工事完成区間には、必ず水準点、測点、距離及び主要構造物の各種寸法をペイント等で明記させるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 土木工事出来形の許容値（昭和50年4月1日財政局長決裁）は、廃止する。
- 3 福岡市工事記録写真撮影要領（昭和41年4月制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年8月4日改正する。
- 2 この要領の別表を平成21年3月18日に全面改定し、平成13年3月決裁の別表は廃止する。

附 則

- 1 この要領の別表 3 設備工事（機械）検査基準を平成28年6月1日に改正する。

別表

- 1 建築工事検査基準
- 2 設備工事（電気）検査基準
- 3 設備工事（機械）検査基準